

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年4月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部門 総務部  
秘書広報課、総務課、人事課、管財課、危機対策課、防災推進課、  
情報システム課  
公平委員会  
固定資産評価審査委員会
- 2 監査期間 令和3年1月22日から同年4月27日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(令和2年12月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、  
事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のと  
おり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

# 指 摘 事 項

## 1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項																														
	項 目	内 容																													
管 財 課	財産管理事務	<p>(1) 行政財産目的外使用許可に伴う使用料算定において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>ア 使用料算定における消費税の誤り</p> <p style="margin-left: 20px;">次の行政財産目的外使用許可に係る使用料算定における消費税について、本来使用（許可）期間分の使用料に乗じて算定すべきものを、年間分の使用料に乗じて算定し加算していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穀町 56 番 5 ほか（市役所庁舎屋上）</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">使用（許可）期間：令和 2 年 7 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日</p> <p style="margin-left: 40px;">誤算定額：37,420 円（使用料 33,022 円＋税 4,398 円） 正算定額：36,324 円（使用料 33,022 円＋税 3,302 円） 差 額：1,096 円（過大徴収）</p> <p>イ 建物使用料に係る算定基礎額</p> <p style="margin-left: 20px;">庁舎使用許可に係る建物使用料算定の基礎額が一事例において異なっていた。今後は合理的な基礎額を用い、適正に使用料の算定を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、各事例の算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価は、次のとおりであり、事例 1 は、許可に関係ない 6 階（議場等）及び駐車場を含めて算定の基礎の範囲として捉えたことで、他事例より単価（円／㎡）が低く算定された。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、事例 2 から事例 7 までの建物面積には駐車場等の面積も含まれているが、庁舎部分のみの面積及び時価額を用い、単価（円／㎡）を算定するのが適当である（この点は結果に影響しない。）。</p>																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価（減免前）</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">建物面積（㎡）</th> <th style="width: 15%;">時価額（円）</th> <th style="width: 15%;">単価（円／㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="text-align: center;">庁 舎</td> <td style="text-align: right;">20,153.33</td> <td style="text-align: right;">3,047,636,945</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6階（議場等）</td> <td style="text-align: right;">1,424.36</td> <td style="text-align: right;">115,494,604</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐 車 場</td> <td style="text-align: right;">11,012.55</td> <td style="text-align: right;">222,844,277</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">32,590.24</td> <td style="text-align: right;">3,385,975,826</td> <td style="text-align: right;">6,233</td> </tr> </tbody> </table>			No.	算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価（減免前）					区分	建物面積（㎡）	時価額（円）	単価（円／㎡）	1	庁 舎	20,153.33	3,047,636,945	—	6階（議場等）	1,424.36	115,494,604	—	駐 車 場	11,012.55	222,844,277	—	計	32,590.24	3,385,975,826	6,233
No.	算定の基礎（建物分）の範囲と使用料単価（減免前）																														
	区分	建物面積（㎡）	時価額（円）	単価（円／㎡）																											
1	庁 舎	20,153.33	3,047,636,945	—																											
	6階（議場等）	1,424.36	115,494,604	—																											
	駐 車 場	11,012.55	222,844,277	—																											
	計	32,590.24	3,385,975,826	6,233																											

対象部課	不適正事項																																																		
	項目	内容																																																	
		2	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		3	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		4	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		5	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		6	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		7	庁舎	32,590.24	4,928,377,567	9,073																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th colspan="4">使用場所、使用面積、減免率及び使用料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>使用場所</th> <th>使用面積 (㎡)</th> <th>減免率</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>庁舎 6 階</td> <td>57.80</td> <td>75%</td> <td>136,956</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>庁舎 5 階</td> <td>77.37</td> <td>—</td> <td>974,976</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>庁舎 1 階</td> <td>0.96</td> <td>50%</td> <td>6,277</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>庁舎 5 階</td> <td>0.96</td> <td>50%</td> <td>6,277</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>庁舎 5 階</td> <td>0.96</td> <td>50%</td> <td>6,277</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>庁舎 1 階</td> <td>65.00</td> <td>50%</td> <td>425,034</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>庁舎屋上</td> <td>3.70</td> <td>—</td> <td>37,420</td> </tr> </tbody> </table>					No.	使用場所、使用面積、減免率及び使用料					使用場所	使用面積 (㎡)	減免率	使用料 (円)	1	庁舎 6 階	57.80	75%	136,956	2	庁舎 5 階	77.37	—	974,976	3	庁舎 1 階	0.96	50%	6,277	4	庁舎 5 階	0.96	50%	6,277	5	庁舎 5 階	0.96	50%	6,277	6	庁舎 1 階	65.00	50%	425,034	7	庁舎屋上	3.70	—	37,420
	No.	使用場所、使用面積、減免率及び使用料																																																	
		使用場所	使用面積 (㎡)	減免率	使用料 (円)																																														
	1	庁舎 6 階	57.80	75%	136,956																																														
	2	庁舎 5 階	77.37	—	974,976																																														
	3	庁舎 1 階	0.96	50%	6,277																																														
	4	庁舎 5 階	0.96	50%	6,277																																														
	5	庁舎 5 階	0.96	50%	6,277																																														
	6	庁舎 1 階	65.00	50%	425,034																																														
7	庁舎屋上	3.70	—	37,420																																															
	備考 1 単価 (円/㎡) は、公有財産貸付料等算定基準 (平成 30 年度～32 年度) (以下「基準」と表記) に基づき、時価額に 100 分の 6 を乗じ、建物面積で除して得た額である。																																																		
	2 使用料には、基準に基づき、一定額 (43,319 円×使用面積×利用目的による算定率×減免率) が加算されている。																																																		
	(2) 普通財産 (土地) 貸付に伴う貸付料算定において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。																																																		
	ア 月割り又は日割り貸付料の考え方																																																		
	貸付期間が 1 年未満である場合又は貸付期間に 1 か月未満の日数がある場合は、貸付期間に応じ、月割り又は日割りで計算することとなる。																																																		
	そして、1 か月未満の貸付期間 (以下「端日数」と表記) が生じない月単位で貸す場合は、年額貸付料を貸付期間 (月数) に応じ月割りで計算するのが合理的であり、計算者によ																																																		

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>る恣意的な月割り又は日割りの選択を可とするものではない。</p> <p>また、端日数が生じる月の貸付料については、当該端日数に応じ日割りで計算することが合理的である。</p> <p>(ア) 貸付期間が1年に満たない場合の月単位で貸す場合の貸付料の計算</p> <p>月単位で貸す場合の貸付料について、年額貸付料を貸付期間に応じ月割りで計算する事例と日割りで計算する事例が混在していた。</p> <p>なお、次に掲げる事例は、月割り計算すべきところ、日割り計算し、貸付料を算定したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湊字鹿妻山1番3</li> </ul> <p>貸付期間：令和2年3月1日～同年6月30日</p> <p>(イ) 端日数が生じる事例の貸付料の計算</p> <p>端日数が生じる事例の貸付料について、端日数が生じない月を含め、全て年額貸付料を貸付期間に応じ日割りで計算した事例が見られた。</p> <p>なお、次に掲げる事例は、貸付けの全期間を日割り計算し貸付料を算定したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沢田字平形山11番3の一部</li> </ul> <p>貸付期間：令和2年9月16日～令和3年3月31日 令和2年7月13日～同年9月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沢田字平形山11番1の一部</li> </ul> <p>貸付期間：令和2年9月16日～令和3年3月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉町四丁目54番3の一部</li> </ul> <p>貸付期間：令和2年7月20日～同年8月31日</p> <p>イ 貸付料の過大請求</p> <p>令和2年10月1日から令和3年3月26日までの間貸し付けている次に掲げる普通財産の貸付料を6か月の月割りで計算していた。令和3年3月に係る貸付料については、上記アを踏まえ、端日数に応じて日割りで計算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湊字隠里山2番2</li> <li>・湊字大門崎山9番2</li> </ul>

対象部課	不適正事項						
	項目	内容					
危機対策課	財産管理事務	<p>(1) 備品管理において、保管状況を試査したところ、次のとおり不適正な事務処理が見られた。備品台帳に登録されている全ての備品の実態を把握し、適正に管理すること。</p> <p>ア 廃棄登録（処理）漏れの備品 16件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品番号 1010061（カメラ／2005年購入）</li> <li>・備品番号 2002894（パソコン／2006年購入）</li> <li>・備品番号 2008881（デジタル印刷機／2007年購入）</li> <li>・備品番号 2018831～2018833（携帯電話機／2009年購入）</li> <li>・備品番号 2033041～2033050（携帯電話機／2010年購入）</li> </ul> <p>イ 所在が確認できない備品 5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品番号 2048016・2048017（カメラ／2011年寄贈）</li> <li>・備品番号 2053037（マイクロフォンケーブルタイプ SW付 2012年購入）</li> <li>・備品番号 3000104・3000105（環境放射線測定器／2012年購入）</li> </ul>					
	基本的事項	<p>(1) 郵便発送簿記載の残高と郵便切手等の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>郵便発送簿の残高</td> <td style="text-align: right;">39,721 円</td> </tr> <tr> <td>郵便切手等の残高</td> <td style="text-align: right;">9,121 円</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td style="text-align: right;">30,600 円（現物過少）</td> </tr> </table>	郵便発送簿の残高	39,721 円	郵便切手等の残高	9,121 円	差 額
郵便発送簿の残高	39,721 円						
郵便切手等の残高	9,121 円						
差 額	30,600 円（現物過少）						